

景観行政における今後の施策展開について

【答申】

(案)

令和3年 月

景 観 審 議 会

目次

1	はじめに	1
2	最近の動向と施策の方向性	2
3	取り組むべき具体的な施策	3
4	おわりに	4
	【参考】景観の形成等に関する条例の新たな制度の創設	別紙

1 はじめに

兵庫県は、全国に先駆け、昭和60年に都市部を対象にした「都市景観の形成等に関する条例」を制定、平成5年には「景観の形成等に関する条例」（以下「条例」という。）と改称して対象を県全域に拡大し、美しいまちなみや風景を保全・創造するための取組を推進してきた。

一方、平成16年に制定された景観法により、政令市・中核市のほか、その他の市町も景観行政団体になれることとなり、地域住民により近い基礎自治体が主体となって、特色ある取組を進めている。

景観行政は、県と市町が適切な役割分担のもと、景観の保全・創造に止まらず、観光や地域の活性化など景観以外の施策との連携強化も求められるようになってきたことから、景観行政における今後の施策展開の方向性について提言を行ったところである（平成29年3月）。

この提言のもと、県は、広域的な取組の観点から、複数の市町に跨がる広域景観形成地域において、景観行政団体の区域にも県の基準が適用されるよう条例改正を行ない、広域景観の形成を推進した。また、先進的な取組の観点からは、平成30年度に、「ひょうごの景観ビューポイント150選」を選定し、観光ボランティアガイドの協力を得て、県民にビューポイントへの案内やPRを図るなど観光部局と連携した取組を行なっている。

近年、全国各地では、景観を観光資源として、県外や海外からの誘客を目指す取組が進められるようになってきたところであったが、令和2年、世界的に大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済状況が一変し、県民等は県域を跨ぐ移動の自粛や三密の回避を余儀なくされている。しかしながら、このことで身近な自然やまちなど開放的な場所に目が向けられるようになったと言える。

こうした変化を的確に捉え、提言に沿った取組を一層進めるため、より先進的な取組となる具体的な施策を提案する。

2 最近の動向と施策の方向性

(1) 「ひょうごの景観ビューポイント150選」の成果と制度化について

- ・ 県政150周年記念事業の一環として、素晴らしい景観が見ることができる場所「ひょうごの景観ビューポイント150選」(以下「150選」という。)を選定した。
- ・ 150選は、景観形成地区等や景観形成重要建造物等など、これまでの取組により保全・創造されてきた景観を見ることができる場所が多数含まれている。
- ・ 150選の選定に当たっては、県民からの公募やインターネット投票など県民参加型とし、選定後もその150選の情報発信を積極的に行った。
- ・ 公式のインスタグラムやツイッターのフォロワーが合わせて1万5千人を超えるなど、県民の景観に対する関心が高い。

【参考】 滞在人口分析 (auユーザー推計値)

以下に、令和2年4月からの緊急事態宣言明けの人流を示す。
魅力的なまちなみには、早期に人流が戻ってきている。

来街者数(下段は宣言前比)の推移

地点	商圏円	人	2020年				
			3/28-29	4/18-19	5/16-17	5/30-31	6/6-7
出石	0.6km	人	4,631	1,696	2,565	3,618	4,487
		%	0.0	▲ 63.4	▲ 44.6	▲ 21.9	▲ 3.1
篠山	0.6km	人	4,160	2,447	2,523	3,131	3,983
		%	0.0	▲ 41.2	▲ 39.4	▲ 24.7	▲ 4.3
龍野	0.5km	人	2,484	1,456	1,148	1,851	2,726
		%	0.0	▲ 41.4	▲ 53.8	▲ 25.5	9.7
山崎	0.5km	人	6,992	5,279	4,764	6,986	7,205
		%	0.0	▲ 24.5	▲ 31.9	▲ 0.1	3.0
姫路城	1km	人	25,205	12,097	16,079	21,104	26,888
		%	0.0	▲ 52.0	▲ 36.2	▲ 16.3	6.7

緊急事態宣言
4/7~5/21(兵庫)

緊急事態宣言
4/7~6/19(東京)

【出典】 KDDI Location Dataより

《施策の方向性》

- ・ 150選は、景観形成地区や景観形成重要建造物など、これまでの景観施策の成果を見ることができる場所が含まれていることから、県政150周年記念事業の一過性の取組に止まらず、その視点場やそこから見える景観の良さを恒久的に認め、地区の顔となるような整備が一層進められる制度の創設が必要である。
- ・ 150選の取組において、多数の応募(930件程度)があったこと、公式SNSのフォロワーが1万5千人を超えていることなど、素晴らしい景観に対する関心の高さが明らかになった。そのことから、これら視点場への来訪者の更なる増加や地域の活性化につながることを期待される。

(2) コロナ禍でのふるさと意識の醸成

- ・景観形成地区等や景観形成重要建造物等の指定されていないものでも、地域特有の外観意匠や歴史・文化を有する貴重な資源が存在している。
- ・コロナ禍において、職住近接のニーズや近場での観光など、これまで以上に身近な場所（地域）や物（資源）に目が向けられるようになった。
- ・令和2年度「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査においては、「住んでいる地域に愛着や誇りを感じる人の割合」や「住んでいる地域のまち並みはきれいだと思う人の割合」が7割近くあり、住んでいる地域に対する想いが強い。

【参考】令和2年度「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査

住んでいる地域に愛着や誇りを感じる人の割合（全県）	66.8%
住んでいる地域のまち並みはきれいだと思う人の割合（全県）	68.4%

〈施策の方向性〉

- ・県民が、居住や勤務している地域において、日常に隠れた景観や、特異な景観に気付き、新たに発見するきっかけとなるよう、これまで取り扱ってこなかった景観を幅広く取り上げる制度を創設する必要がある
- ・身近にある魅力的な景観資源について第三者（県）が評価することで、まず、当該地域住民等に更に愛着や誇りをもってもらい、それが広がることにより、県民等のふるさと回帰や来訪者の増加につながることを期待できる。

3 取り組むべき具体的な施策

(1) 景観形成地区等の魅力を感じられる場所を明確にする制度の創設

景観形成地区等の区域において、これまで保全・創造を行ってきた優れた景観を、効果的に見える場所を「視点場」、そこから見える一定の区域を「重点区域」として指定するとともに、当該景観をより一層高めるための「重点基準」を定める。これに基づき、建築物等の修景の指導及び支援を行い、景観形成地区等の顔を作る。※「視点場」：ひょうごの景観ビューポイント150選を想定

- ① 「視点場」、「重点区域」、「重点基準」の指定
- ② 「重点基準」による建築物等の修景の積極的な指導
- ③ 「重点区域」内の建築物等への修景支援の充実

(2) 地域の魅力ある隠れた景観を掘り起こす制度の創設

景観形成地区等や景観形成重要建造物等に指定されていないもので、地域特有の外観意匠や歴史・文化を有する貴重な景観について、条例に位置づけることでその価値の重み付けを行なう。また、共通する外観意匠や歴史・文化を有するものをシリーズ化・ストーリー化し、より多くの県民に興味や関心を持ってもらえるようなタイトルを付して登録する。

【登録する景観】

- ① 地域特有・特異な外観意匠を有する景観
- ② 地域特有の歴史・文化性を有する景観
- ③ その他、日常に隠れ、見過ごされてきた地域特有の景観

4 おわりに

これらの制度を創設するとともに、指定や登録を行なった景観について、SNS等での情報発信や観光資源としての活用等、観光施策との連携により地域の活性化につなげる。また、小中学生を対象とした出前講座等により次世代に伝承していくことが重要である。

県、市町、県民、事業者等、様々な主体が、連携し、協調していくことが不可欠であり、ポストコロナ時代に向けて、一層の支援策も講じながら、地域の元気づくりにつながる積極的な取組を行っていくことを期待する。